

重要な活断層を無視する安全審査

—大陸棚外縁断層と六ヶ所断層をめぐる—

六ヶ所再処理工場の新規制基準に関する安全審査は、最終的な段階を迎えている。しかし本『通信』前号で報告したように「再処理工場での雨水浸入事故・ウラン濃縮施設ダクト腐食」等について、原子力規制委員会が保安規定違反と判定し、設備機器類の健全性確認が実施されることになった。そのため日本原燃は、審査のための「補正書」の提出を“当面”先送りすると公表している。六ヶ所再処理工場の本格稼働は、さらに延期されるだろう。本稿では、六ヶ所再処理工場の敷地・地盤の審査等について報告する。

敷地内検証棄却

核燃料サイクル阻止一万人訴訟原告団は、六ヶ所再処理工場の事業許可取り消し訴訟を青森地裁で闘っている(被告は国で、当初は内閣総理大臣、現在は原子力規制委員会)。この訴訟で今年9月8日、原告住民は再処理工場敷地内外の断層等について現場検証を申し立てた。

工場敷地内にはf-1、f-2という2条の断層が建屋直下にある(図1参照:検証対象はf-1断層トレンチ、f-2断層トレンチ、f-2a断層トレンチ)。これらの断層に関して安全審査では、古い正断層で、耐震審査

の基準(12.5万年以降)の活動性が否定されている。しかし工場の計画段階で衣笠善博氏(通産省工業技術院地質調査所=当時)が、「今の状況証拠だけでは、第三者から活断層といわれたら十分説明できない。他の証拠をそろえた方がよい」と、活断層隠しを示唆するようなアドバイスを行ったことが日本原燃サービス(日本原燃の前身)の内部メモで明らかになっている。しかも衣笠氏は、当時六ヶ所再処理工場の安全審査を行っていた科学技術庁の原子力安全技術顧問という審査する側の人間で、裁判では原告側がこの問題を指摘している。

日本原燃は、これら断層の活動性の有無・程度を調査するため試掘溝(トレンチ)を掘っており、そのスケッチ等が規制委員会に提出されている。現時点で工場内には大量の使用済み燃料(2951トン)や高レベル放射性廃液(223立方メートル)、プルトニウム(3.6トン)が貯蔵されている。もし再処理工場がこのまま稼働し、この断層に起因する地震が発生した場合の危険性について、原告はその真偽の判断を改めて裁判所に求めているのである。

ところが国や日本原燃の対応は、想像を超えるものだった。検証申立から約1ヶ月後の10月2日、裁判所から原告への突然の連絡では、「f-2a(南)トレンチはすでに埋め立て終了。f-2aトレンチは、日本原燃が10月10日から埋め立て工事に着工する予定」というのだ。この事態への対応のため、10月4日、裁判所(青森)、原告(青森十東京)、被告(国:東京)の進行協議(電話会議)が行われ、裁判所が検証の可否を判断するまで被告(国)に対して日本原燃側に工事着工を延期するよう要請が出された。しかし10月30日、青森地方裁判所は、その必要性はないとして「検証申出」を却下した。

「申出」の却下も残念だったが、原告らが驚いたのは、国と日本原燃の検証への非協力的対応である。

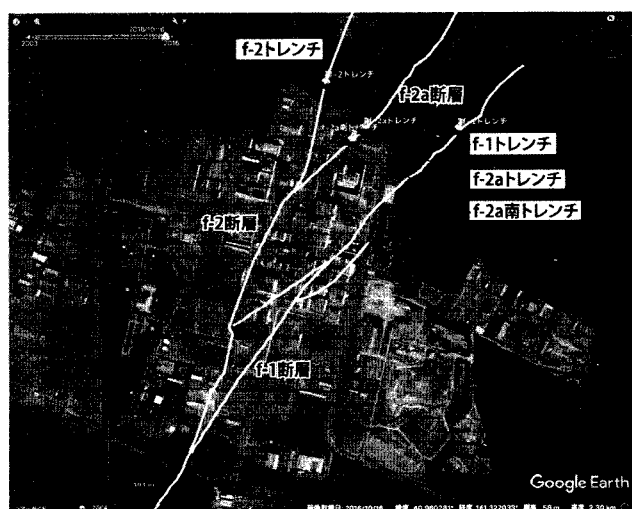


図1 六ヶ所再処理工場敷地内の断層とトレンチ